

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

一部損壊の住宅への支援

800,000 千円

既定予算とあわせ 4,000,000 千円

1 事業の目的・概要

令和元年台風第15号及び第19号、10月25日の大雨により被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の屋根・外壁等の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など地方単独の支援により、最大で50万円を助成します。

2 事業内容

| 罹災証明書の判定結果 | | 災害救助法 適用市町村 | 左記以外の市町村 |
|------------|----------------|-------------|----------|
| 一部損壊 | 損害割合10%以上20%未満 | (A) | (B) |
| | 損害割合10%未満 | (B) | |

(A) 修理費が150万円を超える分について、20%（20万円）を上限に支援

（補助率）県 8/10、市町村 2/10

※災害救助法の応急修理（上限30万円）とあわせて、最大50万円

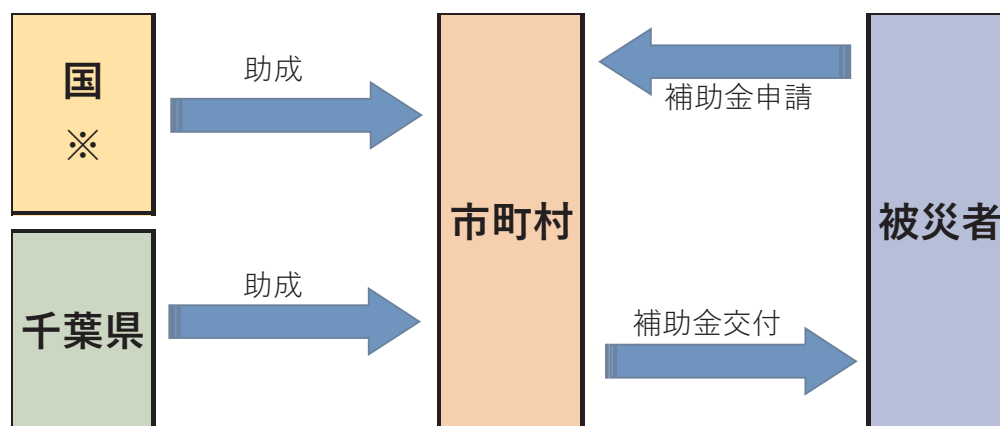
(B) 国交付金対象の修理と地方単独支援をあわせて20%（50万円）を上限に支援

（補助率）国交付金対象：国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

地方単独支援：県 8/10、市町村 2/10

※地方単独支援は、国交付金上限額の上乗せや国交付金の対象とならない修理

3 事業イメージ



※補助内容によっては国費が入ります。

担当課・問い合わせ先
 県土整備部都市整備局建築指導課
 043-223-3184

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

被災農業施設等復旧支援事業

予算額 3,069,000千円

(既定予算とあわせ 26,909,500千円)

1 事業の目的・概要

令和元年の台風等により被災した農業者の早期の営農再開を図るため、施設や機械等の再建・修繕及び撤去に要する経費を補助します。

また、再建・修繕を契機として当該施設を強化・補強するための経費を補助します。

2 主な事業内容

(1) 農業用施設・機械の再建、修繕及び撤去

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 被災した農業用施設・機械を復旧し農業経営を継続しようとする農業者

[対象となる施設・機械]

農業用ハウス、果樹棚（多目的防災網）、畜舎、農機具格納庫、農業用機械等

[補助率等] 9/10以内

(国3～5/10以内、県2～4/10以内、市町村2/10以内)

- ・撤去の助成額は、施設の種類ごとに上限単価が定められています。
- ・県の補助は、事業費20万円以上が対象となります。
- ・国の補助率は、施設の状況によって変わる場合があります。
- ・台風19号による被災農業用施設又は被災後に共同利用する農業用機械については、国5/10以内、県3/10以内、市町村1/10以内となります。

[その他]

対象となる施設が園芸施設共済の引受対象である場合は、事業完了後（竣工後）に園芸施設共済等への加入が必要です。

(2) 農業用施設の強化・補強

[実施主体] 市町村

[助成対象者] 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

[実施内容] 被災した施設の再建・修繕と一体的に行う強化・補強

[補助率等] 1/2以内（国3/10以内、県2/10以内）

補助金の上限は500万円です。（国300万円、県200万円）

事業費（強化・補強分）が50万円以上の取組を対象とします。

担当課・問い合わせ先
農林水産部担い手支援課
043-223-2905

[参考：令和元年度2月補正予算案計上事業]

地域コミュニティ施設等再建支援事業【新規】

予算額 150,000千円

1 事業の目的・概要

- ・令和元年の台風第15号、第19号及び10月25日の大雨では、集会所などの地域のコミュニティ活動を支える施設も多くの被害を受けました。
- ・コミュニティ施設は、地域社会を維持・発展させていくために欠かせない住民の活動拠点であることから、被災した施設の復旧に要する経費の一部を助成します。

2 事業内容

[対象事業] 自治会等が実施するコミュニティ施設等（集会所等）の建替、修繕

[補助先] 市町村

[対象施設] 地域住民がコミュニティ活動等で使用し、維持・管理している施設等

[補助率] 1/3

[補助上限額] 1施設あたり 建替5,000千円 修繕2,500千円

担当課・問い合わせ先
総務部市町村課
043-223-2198

停電対策用非常用自家発電機等の整備【新規】

予算額 340,823千円（債務負担行為 50,000千円）

（参考 2月補正 714,800千円 2月補正と当初あわせ 1,055,623千円）

1 事業目的・概要

災害等により停電が発生した場合にも事業運営が行えるよう、非常用自家発電機を整備します。

2 事業内容

（1）児童相談所一時保護所等 21,000 千円

入所児童の体調管理等に必要な電力を確保するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 児童相談所 5 施設、県立児童福祉施設 2 施設 合計 30 台

（2）特別支援学校 8,523 千円

人工呼吸や喀痰吸引などの医療的ケアを継続的に実施するため、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 特別支援学校 20 校 合計 26 台

（3）信号機 33,000 千円

停電時も信号機が適切に機能するよう、持ち運び可能な自家発電機を整備します。

[整備内容] 200 台

○信号機の設置例



（4）ダムの予備発電設備機能強化 278,300 千円（債務負担行為 50,000 千円）

停電時に行うダムゲートなどの設備操作について、これまでより長時間対応できるように予備発電設備機能を強化します。

[整備内容] 高滝ダム・亀山ダムの予備発電設備の機能強化（72 時間へ延伸）

（参考 令和元年度 2 月補正予算案計上事業）

非常用自家発電設備整備事業 714,800 千円

災害時に高齢者福祉施設や障害者支援施設等の入所者等の安全な生活環境を確保するため、非常用自家発電設備の整備について、助成します。

[対象施設] 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等

[補助対象] 非常用自家発電設備

[補助率] 国1/2、県1/4、事業者1/4

担当課・問い合わせ先

（1）健康福祉部児童家庭課 043-223-2323

（2）教育庁教育振興部特別支援教育課 043-223-4051

（3）警察本部交通規制課 043-201-0110（内線5161）

（4）県土整備部河川整備課 043-223-3165

（参考）特別養護老人ホーム関係：健康福祉部高齢者福祉課 043-223-2593

介護老人保健施設関係：健康福祉部医療整備課 043-223-3884

障害者支援施設関係：健康福祉部障害福祉事業課 043-223-2341

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

予算額 1,728,000千円 (R1 784,000千円)

(債務負担行為 512,000千円)

(参考 2月補正 100,000千円 2月補正と当初あわせ 1,828,000千円)

1 事業目的・概要

一宮川流域においては、令和元年10月25日の大雨により、過去30年間で4度目となる被害が生じた事を踏まえ、今後10ヶ年で、関係機関が行う内水対策や土地利用施策と連携した一宮川流域浸水対策特別緊急事業を実施し、同規模の降雨による、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指します。

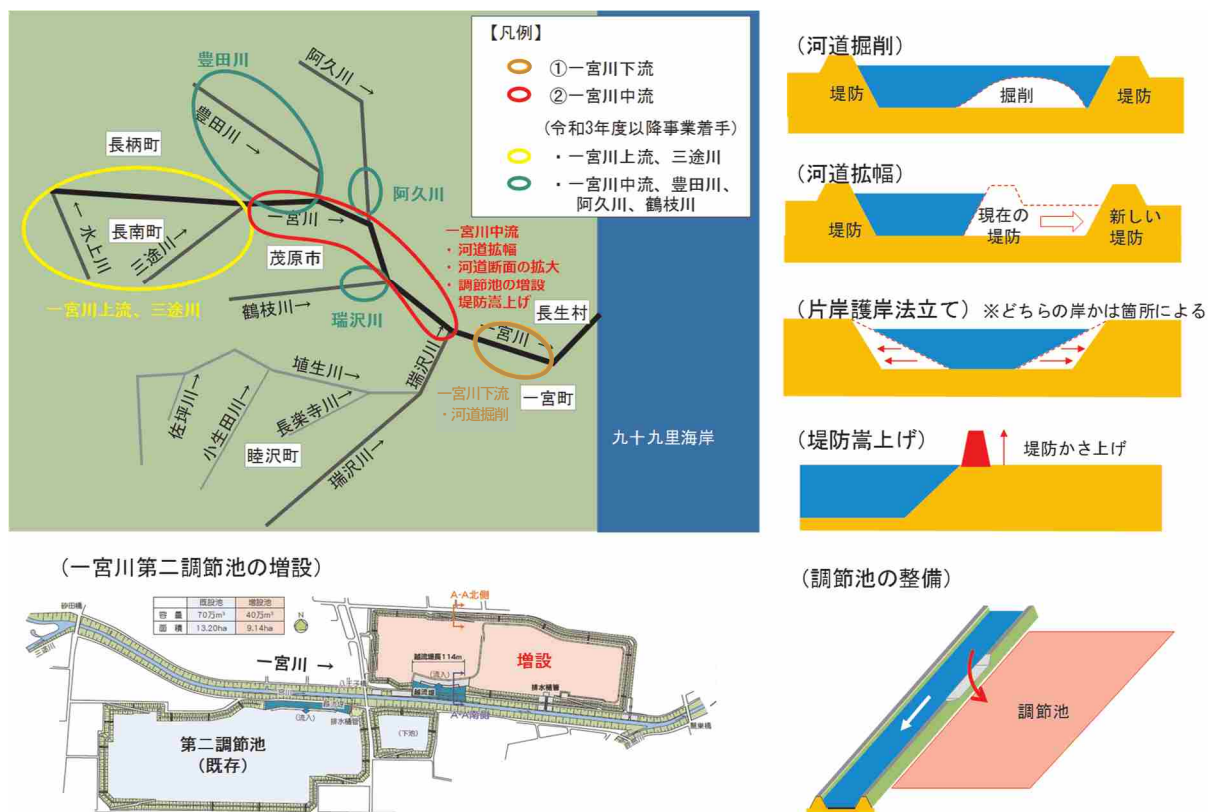
2 主な事業内容

① 一宮川下流域

- ・河道掘削による流下能力の確保 20,000千円

② 一宮川中流域

- ・河道拡幅や河道断面の拡大 250,000千円
- ・一宮川第二調節池の増設、堤防嵩上げなどの河川改修 1,428,000千円



(参考 令和元年度2月補正予算案計上事業)

一宮川流域浸水対策特別緊急事業 100,000千円

速やかに事業を進めるため、必要となる測量や設計などに係る費用を計上します。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課 043-223-3165

河川・海岸・砂防事業

予算額 25,725,955千円 (R1 23,408,453千円)

(債務負担行為 2,011,000千円)

(参考 2月補正 1,545,000千円 2月補正と当初あわせ 27,270,955千円)

1 事業目的・概要

洪水、高潮、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設の整備を一層推進します。

2 主な事業内容

(1) 河川事業

- ・堤防嵩上・護岸整備等 8,705,466千円 (R1 6,602,736千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風に対する治水機能向上として、堤防嵩上や護岸整備など河川整備を推進します。



- ・ダムの堆砂対策 542,800千円 (R1 273,500千円)

ダム上流河川から流入し堆積した土砂により、ダム治水機能に影響を及ぼすおそれがあるため、浚渫など堆砂対策を推進します。



- ・河道内に堆積した土砂の撤去等 1,975,200千円 (R1 350,300千円)

近年多発するゲリラ豪雨や大型台風による河川氾濫に備え、河道内に堆積した土砂や樹木等の除去を行い、流下能力の確保を図ります。



(2) 海岸保全事業

- ・高潮、波浪対策等の海岸保全 1,992,678千円 (R1 1,889,143千円)

高潮、波浪等による被害から生命・財産を守り、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を推進します。



(3) 砂防事業

- ・砂防関係施設の整備等 2,519,968千円 (R1 2,136,280千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風などから県民の生命・財産を守るため、砂防施設整備・地すべり対策・急傾斜地対策等を推進します。



(参考 令和元年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

河川・海岸・砂防事業 1,545,000千円

河道掘削や河川堤防の強化、一宮川流域浸水対策特別緊急事業を速やかに進めるための測量・設計、市町村が進めるがけ崩れ対策事業へ国と協調した補助の実施、災害時の観測に特化した危機管理型水位計の設置などの事業費を計上します。

担当課・問い合わせ先

| | |
|--------------|--------------|
| 県土整備部河川整備課 | 043-223-3165 |
| 県土整備部河川環境課 | 043-223-3154 |
| 県土整備部県土整備政策課 | 043-223-3117 |

農地防災事業

予算額 2,471,170千円 (R1 2,291,930千円)

1 事業の目的・概要

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、各種防災対策工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業 2,201,170千円 (R1 2,091,930千円)

ア 湛水防除事業 1,088,535千円 (R1 830,050千円)

流域の開発、地盤沈下の立地条件の変化等により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域を対象に、ポンプ場の整備や排水路の拡幅等を実施します。

負担割合：国 50～55%、県 35～45%、地元 0～15%



ポンプ場の整備



排水路の拡幅・かさ上げ

イ ため池等整備事業 204,017千円 (R1 233,380千円)

老朽化し、決壊等による災害の発生のおそれのある農業用ため池を改修します。
負担割合：国 50～55%、県 29%、地元 16～21%

ウ 地すべり対策事業 285,618千円 (R1 331,500千円)

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、排水路や暗渠等を整備します。

負担割合：国 50%、県 50%

(2) 単独事業 270,000千円 (R1 200,000千円)

地すべり対策事業 215,000千円 (R1 185,000千円)

国庫補助の対象とならない、総事業費 70,000千円未満の地区における地すべり対策工事を実施します。

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865

治山事業

予算額 1,853,543千円 (R1 1,583,155千円)

(参考 2月補正440,000千円 2月補正と当初あわせ 2,293,543千円)

1 事業の目的・概要

山崩れや地すべりによる被害を未然に防止し、災害に強い森林をつくるため、災害予防工事や保安林の整備等を行います。

また、九十九里地域等の津波対策として、海岸保安林の植栽工事等を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業

・山地治山事業 272,000 千円

崩壊のおそれの高い山地及び地すべり地、又は荒廃している森林、溪流等において、崩壊を未然に防ぐため、植栽工、土留工、森林整備等を施工します。

・復旧治山事業 130,000 千円

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流等で、県民生活の安全を確保するため、放置しがたい箇所について復旧工事を行います。

・保安林整備事業 823,500 円 (うち津波対策分 490,000 千円)

海岸における津波被害の軽減及び飛砂・潮風害等を防止するため、保安林内において植栽工等により海岸防災林を造成する工事を行います。

・治山施設災害関連事業 35,500 千円

当該年度に発生した山地災害箇所について、復旧工事を行います。

(2) 単独事業 191,543 千円

国庫補助事業の採択要件から外れる箇所において、治山事業を実施します。

[主な内訳]

県単地すべり防止事業 45,000 千円

県単治山施設機能強化事業 36,000 千円

小規模治山緊急整備事業 8,000 千円

治山維持管理事業 14,500 千円 等

(3) 災害復旧事業 401,000 千円

災害により被災した治山施設等について、復旧工事を行います。

(参考：令和元年度2月補正予算案計上事業 (国補正に伴うもの))

治山事業 440,000 千円

令和元年10月25日の大雨により発生した山地災害箇所について復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

[事業内容]

・山地治山事業 85,000 千円

・治山施設災害関連事業 355,000 千円

担当課・問い合わせ先

農林水産部森林課

043-223-2962

震災対策農業水利施設整備事業

予算額 131,000千円 (R1 22,900千円)

1 事業の目的・概要

地震等による土地改良施設の被害の未然防止や軽減を図るため、国庫補助制度を活用して施設の耐震性の点検・調査等を行う市町村を支援します。

2 主な事業内容

(1) ため池 126,000千円 (R1 11,900千円)

[実施主体] 市町村

[補助率] 国10/10

[実施内容] 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、「防災重点ため池」(※)のハザードマップを作成する市町村に対し、その経費を助成します。

※平成30年7月の西日本豪雨を踏まえ、決壊した場合の浸水想定区域に人家や公共施設等が存在するため池を「防災重点ため池」として位置付け、千葉県内の農業用ため池1,279か所のうち583か所を再選定しました。



ハザードマップの事例
(浸水想定区域や避難場所を图示)

(2) 農道(橋梁) 5,000千円 (R1 11,000千円)

[実施主体] 市町村

[補助率] 国10/10

[実施内容] 地域防災計画において、避難路等に指定されている農道(橋梁)の耐震性の点検・調査を行う市町村を支援します。また、点検・調査に基づく耐震化に向けた整備計画の策定経費に対しても助成します。



橋梁の点検

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865

森林整備事業【一部新規】

予算額 346,247千円 (R1 264,875千円)

(参考 2月補正 48,672千円 2月補正と当初あわせ 394,919千円)

1 事業の目的・概要

県内の森林整備を促進するため、造林・保育等に要する経費に対する助成や、市町村による森林整備を促進するための支援を行うとともに、新たに、インフラ施設周辺の気象被害を受けた森林の復旧整備について支援します。

2 主な事業内容

(1) 森林吸収源対策間伐促進事業 15,678千円

集約化・低コスト化を図り計画的に行われる間伐等に対し、国庫補助事業に加え県が上乗せ補助を実施することで、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に資する森林整備の推進を図ります。

(2) 造林・保育事業 122,049千円

森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するために行う森林整備について補助を行います。

(3) 災害に強い森づくり事業 156,415千円

台風15号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

(4) 竹林拡大防止事業 15,368千円

竹は強い繁殖力があり、放置された竹林は高密度化して他の草木を枯らし、周囲の森林等に侵入して生態系を改変することから、国庫補助事業に加え、県独自の上乗せ補助を行います。

(5) 県単森林整備事業 12,911千円

国庫補助事業の計画対象市町村における国庫補助事業の採択要件から外れる森林整備について、市町村が地域で一体となった森林整備を行う必要があると位置付けた森林を対象に、市町村を通して補助を行います。

(6) 森林整備事前準備モデル事業 13,296千円

市町村による森林管理、森林整備を行うために必要不可欠な事前準備を、森林経営管理制度導入初期から積極的に実施する意欲のある市町村を支援し、経営管理権集積等のモデルを構築します。

(7) 森林経営管理集落支援モデル事業 5,500千円

市町村による集約化施業の定着化促進を図るため、地域住民による森林管理体制の組織作りや基盤整備に取り組む市町村を支援し、市町村の森林整備への取り組みを総合的にサポートします。

(参考：令和元年度2月補正予算案計上事業(国補正に伴うもの))

災害に強い森づくり事業【新規】 48,672千円

台風15号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

担当課・問い合わせ先

農林水産部森林課 043-223-3630

千葉県地域防災力向上総合支援補助金

予算額 250,000千円 (R1 150,000千円)

1 事業の目的・概要

自助・共助の取組を充実させ、県全体の地域防災力の向上を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて、主体的に取り組む事業に対し、助成します。

なお、令和元年の台風・大雨では、長期停電や断水、通信の途絶が発生したことを踏まえ、ライフラインや情報伝達体制を強化するため、事業費を増額し、今後3年間で整備を進めます。

2 補助制度の内容

[補助率] 1 / 2

[対象事業]

・避難環境の整備

〔例〕 防災行政無線の屋外放送スピーカーのバッテリー強化
防災行政無線の戸別受信機の整備、避難所用の自家発電機の整備
避難誘導標識等の設置 など

・自主防災組織等の育成・活性化

〔例〕 自主防災組織の資機材の整備・防災訓練の実施、防災マップの作成 など

・防災啓発

〔例〕 防災教育や災害教訓の伝承に関する講演会の開催 など

・消防団の活性化

〔例〕 消防団活動のPR、団員の確保に関する取組 など



屋外放送スピーカー



戸別受信機



衛星電話



自家発電機

[事業実施期間]

H27年度～令和元年度 ⇒ H27年度～令和4年度 (3年間延長)

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

大規模災害への対応力の充実・強化 (備蓄物資整備事業・防災訓練事業)

予算額 180,000千円 (R1 280,739千円)

※R1 予算のうち、
九都縣市合同防災訓練
(中央会場)の実施経費
148,260千円 (皆減)

1 事業の目的

- ・県では大規模災害への備えとして、避難所等に供給する物資を県内市町村と共に備蓄しています。
- ・また、災害時に適切な対応がとれるよう、各種の防災訓練を実施しています。

これらの取組について、令和元年の台風15号、19号、10月25日の大雨で得られた教訓や反省を活かし、内容の見直し・強化を進めていきます。

2 事業の概要

(1) 備蓄物資整備事業 150,000千円

- 備蓄物資のうち、災害時に市町村等に提供した分の補てん、今後、賞味期限が到来する分の更新等を行います。
- 台風15号等での経験を踏まえ、県が備えるべき物資の種類や数量を検証し、必要な物資の増強を行います。

(2) 防災訓練事業 30,000千円

- 関係機関と連携して、各種防災訓練を実施します。
- 訓練内容については、台風15号等での災害対応に係る検証結果等を踏まえ、より実践的な内容に見直しを行います。

[主な訓練]

・九都縣市合同防災訓練

防災関係機関と連携して、大規模地震の発生などを想定した実動訓練を実施し、災害対応能力の充実・強化と県民の防災意識の高揚を図ります。

・図上訓練

災害発生時における災害対策本部の設置や情報収集・伝達などの具体的業務について、ロールプレイング方式による訓練を実施します。

・その他

津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練など



令和元年度は九都県市の中央会場として本県で訓練を実施

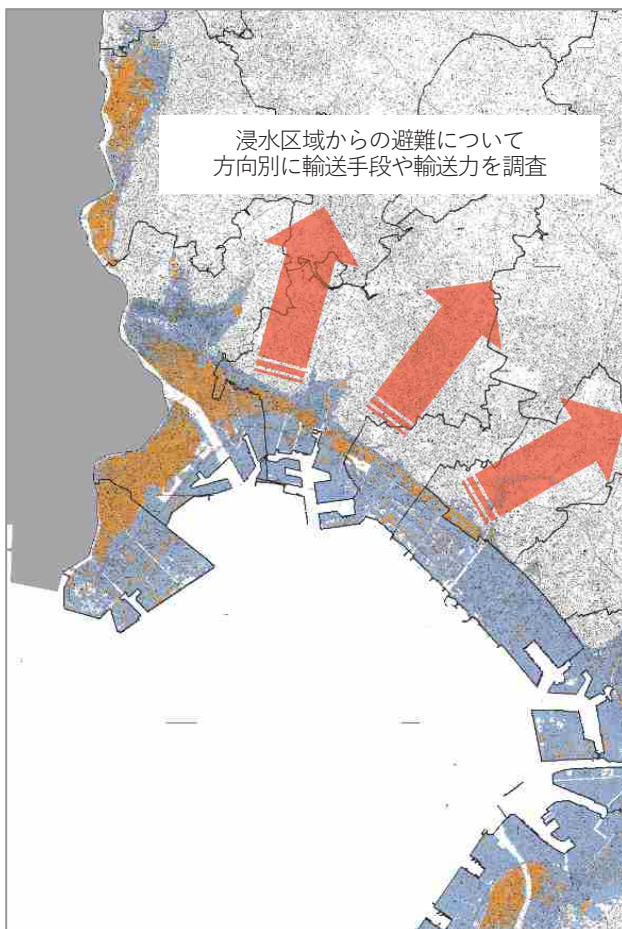
担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理課
043-223-2297

大規模災害広域避難基礎調査事業【新規】

予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

- 東葛地域等の人口集中地域で高潮等による大規模災害の発生が予想された場合には、東京方面から多くの避難者が見込まれる一方、県内においても遠方に避難する多数の住民が駅に集中したり、避難する方向が特定の地域に偏ったりする事態が想定されます。
- こうした事態を想定し、避難者の規模や避難の方向等を把握するための基礎調査を実施します。
- また、この調査の結果を足がかりに、広域避難に必要な輸送手段の確保等について、鉄道事業者等や市町村と協議・検討したうえで、円滑な広域避難体制の整備に取り組んでいきます。



千葉県における東京湾沿岸高潮浸水想定区域図
(浸水継続時間)

2 調査の概要

(1) 調査対象地域

東京湾沿岸等の人口密集地域

(2) 調査事項

- ・調査対象地域内における広域避難者数の推計
- ・駅ごとの広域避難者数と避難方向別の可能な輸送力を算出

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

防犯カメラシステム整備事業【一部新規】

予算額 79,501千円 (R1 33,023千円)

(債務負担行為 320,000千円)

1 事業の目的・概要

犯罪の予防や発生時の迅速な対応・事件の早期解決を図るため、犯罪が多く発生する駅周辺の繁華街に、防犯カメラの増設を行います。また、防犯カメラ等の映像を迅速かつ効率的に解析するための資機材を整備します。

2 事業内容

(1) 街頭防犯カメラシステム整備事業 79,501 千円

平成30年度から50台体制で運用している街頭防犯カメラについて、令和2年度からは120台体制で運用します。

| 既設分 (5 地区 50 台) | | 令和2年度増設予定 (7 地区 70 台) | |
|-----------------|------|-----------------------|------|
| 駅名 | 台数 | 駅名 | 台数 |
| 千葉駅 | 10 台 | 市川駅 | 10 台 |
| 船橋駅 | 10 台 | 本八幡駅 | 10 台 |
| 西船橋駅 | 10 台 | 津田沼駅 | 10 台 |
| 松戸駅 | 10 台 | 新松戸駅、新八柱駅 | 10 台 |
| 柏駅 | 10 台 | 五井駅、姉ヶ崎駅、八幡宿駅 | 10 台 |
| | | 成田駅、公津の杜駅 | 10 台 |
| | | 勝田台駅、八千代緑が丘駅、八千代台駅 | 10 台 |



防犯カメラ



表示板

(2) 防犯カメラ映像等高度解析システムの整備【新規】(債務負担行為 320,000 千円)

最新の高度映像解析技術を用いて防犯カメラ等の映像を迅速かつ効率的に解析するシステムについて令和3年度中の導入に向け、債務負担行為を設定します。

担当課・問い合わせ先

(1) 警察本部生活安全総務課

043-201-0110 内線3011

(2) 警察本部刑事総務課

043-201-0110 内線4011

防犯ボックスを核とした地域防犯力・コミュニティ力向上事業

予算額 121,800千円 (R1 108,900千円)

1 事業目的・概要

防犯ボックスを拠点とした県・市町村・警察・住民が連携した防犯体制の確立を目指し、県が設置した防犯ボックスを継続して運用するとともに、防犯ボックスの県内における普及を促進するため、地域の実情に合わせて市町村が設置する防犯ボックスの初期費用や運営費について助成します。

2 防犯ボックスの概要

[体制] 警察官 OB 等の勤務員（セーフティアドバイザー）が一定の時間帯に常駐します。

[活動] 見守り活動、街頭監視、自主防犯団体等との合同パトロール、自主防犯団体への助言・指導等を行います。

[設置済箇所数] 県設置分 3 箇所、市町村設置分 11 箇所

3 事業の内容

(1) 県設置分 35,800 千円

セーフティアドバイザーの配置に係る人件費や活動経費

(2) 市町村補助分 86,000 千円

防犯ボックスの設置費及び人件費に対する補助（新規 2 箇所分を含む）

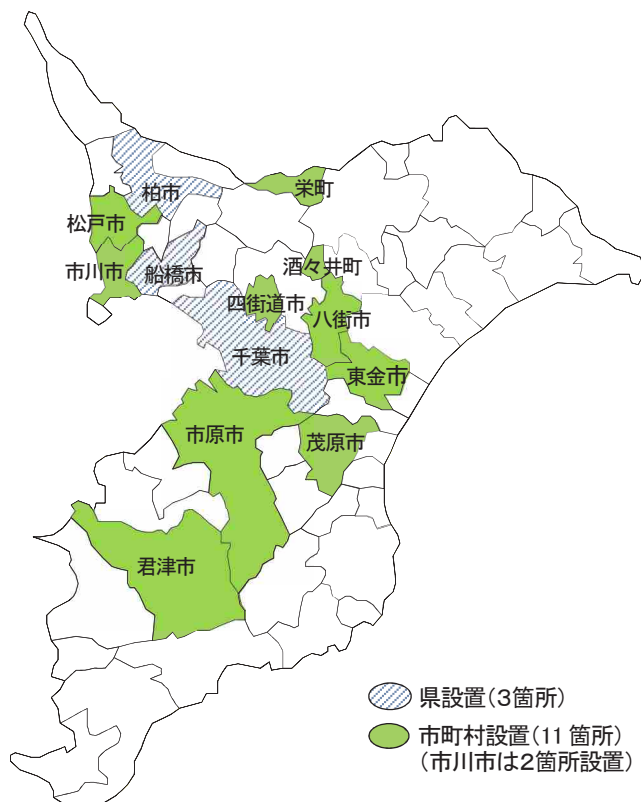
[補助対象経費・補助率]

・設置費（類似施設の移転・改修及び備品購入費を含む）

補助率 10/10 上限 4,000 千円

・運用に係る人件費（防犯ボックス勤務員 3 名分） < 運営開始後 5 年間 >

補助率 2/3 上限 6,000 千円/年



【防犯ボックスの設置状況】



【東金市防犯ボックス】



【防犯ボランティアとの合同パトロールの様子】

担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2259

交通安全県民運動

予算額 20,000千円 (R1 13,929千円)

1 事業目的・概要

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、「交通安全県ちば」を確立させるため、四季の交通安全運動等を通じて、県民総参加による交通安全活動を展開します。

特に、交通事故死者数の減少を目指し、事故状況等を分析し、被害の多い高齢者向けの啓発を強化するなど、事故の発生防止に効果的な取組を実施します。

2 主な事業

(1) 四季の交通安全運動の実施 6,000千円 (R1 5,123千円)

春、夏、秋、冬の交通安全運動を周知するとともに、広報誌等により、広く県民に交通安全に対する広報啓発活動を実施します。

(2) 事故防止に向けた広報啓発等 14,000千円 (R1 8,806千円)

令和元年の交通事故死者数が都道府県別でワースト1位となったことから、死亡事故の特徴など、個々の事故の発生状況等の分析に基づいて、確実に意識の変化につながるような啓発等を実施します。

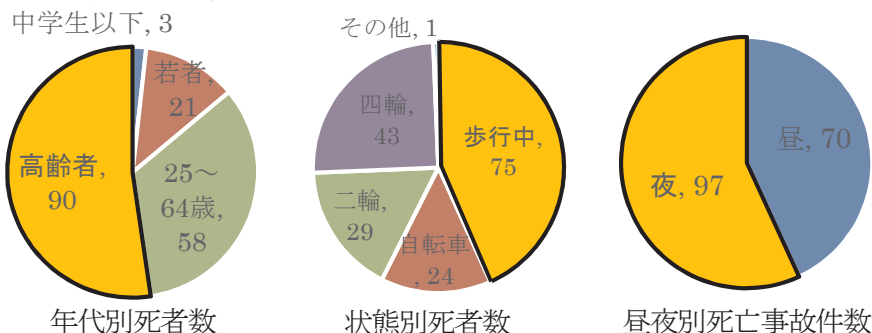
[事故の特徴と具体的な取組例]

- ①高齢者の被害が多い … 病院など高齢者の利用が多い場所での啓発
- ②歩行者の被害が多い … 運転中のドライバーへのラジオCMなど
- ③夜間帯の事故が多い … 反射材の周知・配布など

(交通事故死者数の推移)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 交通事故死者数 | 180人 | 185人 | 154人 | 186人 | 172人 |
| 全国ワースト順位 | 3位 | 2位 | 5位 | 2位 | 1位 |

(死亡事故の発生状況) ※令和元年



担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2263



交通安全施設整備事業

予算額 9,056,015千円 (R1 9,026,330千円)

(参考 2月補正 564,754千円 2月補正と当初あわせ 9,620,769千円)

1 事業目的・概要

交通事故を防止するため、歩道等の整備、交差点改良や交通管制機器の整備、信号機の新設・改良、道路標識の設置等を行います。

2 事業内容

(1) 歩道整備、交差点改良等 5,860,000千円 (R1 5,860,000千円)

○歩道整備



○交差点改良



(2) 交通管制機器、信号機の新設・改良、標識・標示整備等 3,196,015千円
(R1 3,166,330千円)

○交通管制機器



交通情報板

○信号機改良 (LED化)



○標識・標示の整備



(参考 令和元年度2月補正案予算計上事業 (国補正予算に伴うもの))

交通安全施設整備事業 564,754千円

交通事故から未就学児等を守るため、ガードレール等を設置することなどの事業費を計上します。



担当課・問い合わせ先

(1) 県土整備部道路環境課

043-223-3140

(2) 警察本部交通規制課

043-201-0110 (内線5161)